

船舶事故調査報告書

平成24年11月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成23年7月5日 06時15分ごろ
発生場所	青森県東通村尻屋崎南東沖 尻屋崎灯台から真方位135° 5.8海里付近 （概位 北緯41° 21.8′ 東経141° 33.1′）
事故調査の経過	平成23年7月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 長福丸、4.9トン AM3-36578（漁船登録番号）、個人所有 11.80m (Lr) × 2.97m × 0.77m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成6年7月26日
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年6月29日 免許証交付日 平成19年1月9日 （平成24年6月28日まで有効） 甲板員 女性 72歳 操縦免許なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	いか受け台1台曲損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、いか一本釣り漁の目的で東通村白糠漁港を出港した。 本船のいか受け台は、左右両舷端に各5台設置され、各いか受け台の先端には、いか釣り機のローラーが船首及び船尾側に各1個取り付けられ、釣り糸が絡まないよう同受け台の船首及び船尾側の長さが異なっており、船尾側が約180cm、船首側が約75cmであった。 各いか受け台には、舷外に振り出すためのロープ（以下「振り出しロープ」という。）が同受け台の船首及び船尾側先端に各1本ずつ設けられていた。 ‘左舷側船首から2番目に設置されていたいか受け台’（以下「本件いか受け台」という。）の振り出しロープは、船尾側が本件いか受

	<p>け台の先端から船首マストに取り付けられたシャックル（以下「本件シャックル」という。）と連結した滑車を経由し、操舵室前から船首マストにかけて設けられたオーニングの梁^{はり}に固縛され、船首側が本件いか受け台の先端と同オーニングの梁に直接固縛されていた。</p> <p>本船は、白糠漁港を出港後、固縛していた振り出しロープを外して各いか受け台を舷外に振り出し、その後、尻屋埼南東沖の漁場に到着して操業準備中、本件いか受け台の不具合発生を知らせるいか釣り機制御盤のブザーが鳴り、近くにいた甲板員が、本件いか受け台船尾側のいか釣り機のローラーから釣り糸が外れているのを確認した。</p> <p>甲板員は、自主的に本件いか受け台に乗り、外れた釣り糸をローラーに戻す作業を行っていたところ、平成23年7月5日06時15分ごろ、本件シャックルが切断し、滑車が海面に落下すると同時に船尾側の振り出しロープが外れ、本件いか受け台の船尾側基部が折れ曲がり、落水した。</p> <p>船長は、本件いか受け台につかまっていた甲板員へ向けて船首にあったロープを投げ、甲板員は、自分でロープを受け取り、肩に掛けた。</p> <p>船長は、うねりの影響もあって甲板員を船上に引き揚げることができなかったので、僚船に救援を依頼した。</p> <p>甲板員は、その後、ロープから手を離したが、来援した僚船の乗組員が海に飛び込み、体を下から押し上げ、同人を本船に引き揚げた。</p> <p>本船は、東通村尻屋漁港に入港し、甲板員は、救急車で病院へ搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>甲板員の死因は、溺水と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3</p> <p>海象：うねり 高さ約2.0m、うねりの方向 西、海面水温 約15℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>いか受け台は、釣り上げたイカが海面に落ちないようにアルミニウム製の枠にネットが掛けられていた。</p> <p>本件シャックルは、鋼鉄製のストレート型シャックルでU字型金具の部分が切断した。</p> <p>いか受け台は、基部にボルトを通す穴が開いており、ボルトとナットにより舷端上の取付台に締め付けられていた。</p> <p>本件いか受け台は、約3～4年使用されていた。</p> <p>本件いか受け台の販売会社の担当者によれば、いか受け台は、人が乗って作業を行うことを前提に製作されており、いか受け台の耐用年数は約7～8年であるが、使用状況によっては、いか受け台の基部が摩耗して耐用年数が短くなることもあった。</p> <p>本件シャックルは、本事故後、新しいシャックルに交換された。</p> <p>作業中にいか釣り機のローラーから釣り糸が外れることは頻繁にあ</p>

	<p>り、その都度、乗組員がいか受け台に乗り、釣り糸をローラーに戻す作業を行っていた。</p> <p>船長は、平成23年6月ごろに本件シャックルを含め全ての漁具を目視により点検していたが、異常はなかった。</p> <p>船長は、ふだん、漁具の目視点検を行い、異常を発見した場合に漁具を交換していた。</p> <p>甲板員は、約40年の操業経験があった。</p> <p>甲板員は、頭に風呂敷をかぶり、上下の合羽、ゴム長靴、ゴム手袋及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>甲板員の体重は、約60kgであった。</p> <p>甲板員の健康状態は、高血圧の持病があり降圧剤を服用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり あり</p> <p>甲板員の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、尻屋崎南東沖において、いか一本釣り漁の操業準備中、甲板員が、本件いか受け台に乗り、いか釣り機のローラーから外れた釣り糸を戻す作業を行っていた際、本件シャックルが切断したことから、船尾側の振り出しロープが外れ、本件いか受け台の船尾側基部が折れ曲がり、落水して死亡したものと考えられるが、シャックルが切断に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員は、落水し、本件いか受け台につかまっていたが、うねりの影響もあり、直ちに救助できなかったことから、救助されるまでの間に意識を失い、溺水するに至ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、尻屋崎南東沖において、いか一本釣り漁の操業準備中、甲板員が、本件いか受け台に乗り、いか釣り機のローラーから外れた釣り糸を戻す作業を行っていた際、本件シャックルが切断したため、船尾側の振り出しロープが外れ、本件いか受け台の船尾側基部が折れ曲がり、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャックルなど金属製漁具の点検は、目視点検だけでは傷を発見することが困難な場合があるので、同点検で異常がなくても早めに交換すること。 ・いか受け台の基部が摩耗していないかどうか点検すること。